

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 7 年 1 月 2 7 日 (月) 午後 1 時 0 1 分 開会 午後 1 時 0 5 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	大垣 真一 長嶋 一樹 安藤 玄一
	大山 学 (議長)
5 欠 席 者	川添 康大
6 委 員 外 議 員	なし
7 説 明 員 (0 人)	なし
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 主任主事
10 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 一般質問の通告について

午後 1 時 0 1 分 開会

○委員長【米谷政久議員】 お疲れ様です。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から、ごあいさつをお願いいたします。

○議長【大山学議員】 お疲れさまです。本日は、一般質問の通告の申し合せについて、内容を皆さんに諮ってもらいます。よろしくお願いいたします。

○委員長【米谷政久議員】 本日の議題は、一般質問の通告についてです。すでにご承知のことと思いますが、1月20日の会派代表者会議において決定された内容について、議長より、申し合わせとするために議会運営委員会にてお諮りいただきたいとの依頼がございました。内容としては、「事前告知の廃止」、「通告開始日の午前8時30分までに複数の議員が通告をしようとする場合は、くじにて通告の順番を決める」、「通告後に欠席者が出た場合、同日内は繰り上げし1日あたりの質問者数を減らし、日を跨いでの繰り上げはしない」とするものです。

別添資料の「現行」をご覧ください。一般質問の通告についての申し合わせとして、現行は、「7 告示日の1週間前から告示日前日正午までに、口頭で一般質問実施の有無を告知する。議員は一般質問通告の際に希望の順番を指定することができる。副議長が一般質問を行う際は、順番を全体の最後とするが、議長が事故あるとき又は欠けたときに議長に代わり議事運営を行うため、すでに通告を行っている場合は、一般質問を取り下げる。」、「8 発言時間の制限については、質問及び答弁時間を含め1人50分とし、1人終了ごとに15分程度休憩とする。なお、質問者の割り振りは、1日目6議員、2日目に6議員、3日目に残りの議員とする。」となっております。

次に、「変更後」を御覧ください。会派代表者会議の内容を踏まえ、申し合わせを項番7の告知部分を削除、新たに項番9・10を追加いたしたいと思いますが、ご意見等あればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それではお諮りいたします。ただいまの説明のとおり、一般質問の通告についての申し合わせを変更することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長【米谷政久議員】 挙手全員。よって、一般質問の通告の申し合わせについて、別紙のとおりとすることに決定いたします。

それでは、以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉会いたします。

午後 1 時 0 5 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

議会運営委員会
委員長 米 谷 政 久